

※電子申請については、電子申請後、「納付指示」があってから原則電子納付を行ってください。

国土交通大臣許可に係る費用について

	一般建設業許可又は特定建設業許可の いずれか一方のみを申請する場合	一般建設業許可及び特定建設業許可の 両方を同時に申請する場合
新 規	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
許可換え新規	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
般 ・ 特新規	15万円の登録免許税	
業 種 追 加	5万円の許可手数料	10万円の許可手数料
更 新	5万円の許可手数料	10万円の許可手数料

- ◆登録免許税: **博多**税務署に直接納入、または日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行の窓口から**博多**税務署あて納入したうえで、その領収証書(原本)を許可申請書別紙3に貼付する。
- ◆許可手数料: **収入印紙(消印不要)**を許可申請書別紙3に貼付する。

※建設業法第11条に基づく変更等の届出、第17条の2に基づく承継、第17の3に基づく相続については、費用はかかりません。

【登録免許税領収証書 見本】

[illegible]